第3 経営事項審査申請書類

ア 知事許可業者申請書類一覧表 ※編綴順に掲載

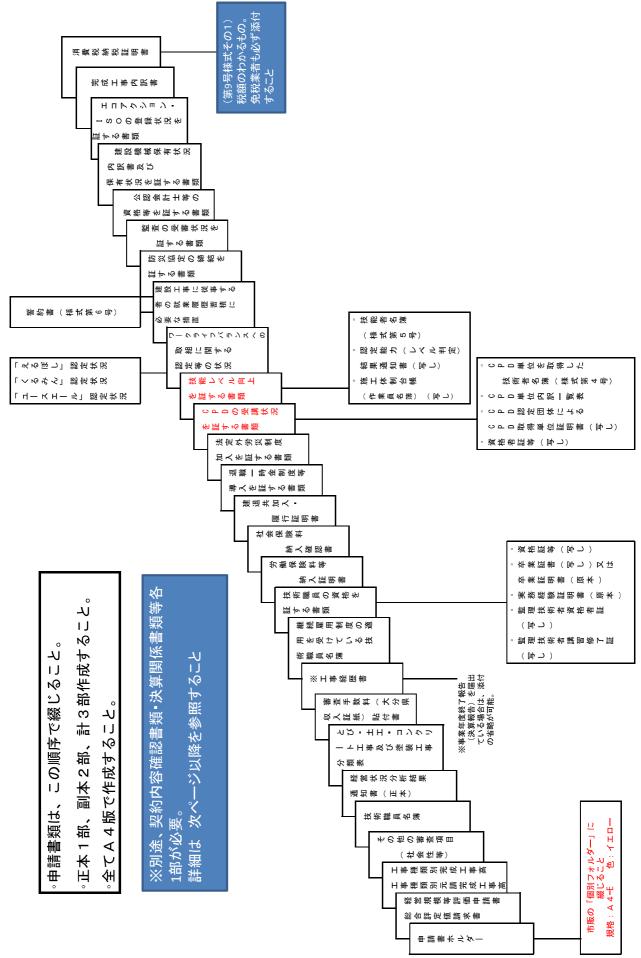
申請	書	添 付 書 類
(様式第25号の14) 経営規模等評価申請書(20001帳票) 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書		(1) 経営状況分析結果通知書(正本)
		(2) とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表
		(3) 審查手数料(大分県収入証紙)貼付書
		(4) 工事経歴書(規則別記様式第2号)
(別紙一) 工事種類別完成工事高(20002帳票) 工事種類別元請完成工事高		(5) 技術職員の資格を証する書類 (実務経験証明書等を含む)
		(6) 監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し
(別紙三) その他の審査項目(i (別紙二) 技術職員名簿	(社会性等) (20004帳票) (20005帳票)	(7) 労働保険料等納入証明書
		(8) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険)納入確認書
		(9) 建退共加入・履行証明書
		(10) 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入を証する書類
		(11) 法定外労働災害補償制度加入を証する書類
		(12) CPD単位を取得した技術者名簿 (様式第4号)
		(13)CPD単位内訳一覧表
		(14) CPD認定団体によるCPD取得単位証明書 (実績証明書) の写し
		(15) CPD単位を取得した技術者名簿に記載した技術者の資格を証する書類
		(16) 技能者名簿(様式第5号)
		(17) 能力評定(レベル判定)結果通知書の写し
		(18) 施工体制台帳(作業員名簿)の写し
		(19) 女性活躍推進法に基づく認定状況を証する書類
		(20) 次世代法に基づく認定状況を証する書類
		(21) 若年者雇用促進法に基づく認定状況を証する書類
		(22) 建設工事に従事する者の就業履歴蓄積に必要な措置の実施(様式第6号)
		(23) 防災協定の締結を証する書類
		(24) 監査の受審状況を証する書類
		(25) 公認会計士等の資格等を証する書類
		(26) 建設機械保有状況内訳書及び保有状況を証する書類
		(27) エコアクション 2 1・ISOの登録状況を証する書類
		(28)完成工事内訳書
		(29) 消費税納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式その1)

- (注) 1) 申請書の記入は、ペン又はボールペンで行うこと。
 - 2) 各申請書の□□□□で表示された枠(以下「カラム」という。) 内に記入するときは、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように、数字は右詰め (ただし、電話番号は左詰め) とすること。
 - 3) (5) の書類は、昨年度の申請から変更のあった技術職員の資格のみでよい。
 - 4) 詳細は、記載例及び記載要領を参照のこと。

〇申請書類提出部数

経営事項審査申請書類については、正本1部、副本2部、計3部作成し提出すること。

(知事許可業者用)



イ 契約関係等確認書類詳細・編綴方法について(実態調査対象事業者)

①技術職員等常勤性確認書類

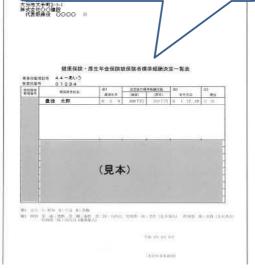
(写し) 合の(3) 技個出 技個**賃** (術者等 | |人事業 |**動簿** なへ① る直標 (術者等 ||人事業 個近準 人の報事も報 を者 で表 を者**帳** 含や 業の酬 含や む七 者·決 む七 申十 法定 申十 請五 人通 請五 の歳 八や対象地知書※ の歳 場以 場以 上 上 ٌٌعُ

原本でなく、写しを提出すること

※標準報酬決定通知書とは、例年9月頃に日本年 金機構より郵送で送付される通知で、社会保険の 加入対象者毎に社会保険料の算定基礎となる「報 酬月額の決定」を通知するもの

「算定基礎通知」とも言われ、社労士や団体に手続きを依頼している場合は、依頼先に送付されることもあるため、事前に確認のうえ写しを添付すること。

なお、「標準賞<u>与額</u>決定通知書」と間違わない よう注意すること。



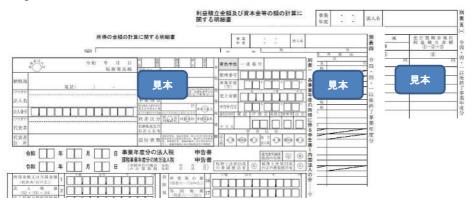
② 決算関係書類

(1)消費税確定申告書(第1表)の写し及び受付メール詳細写し(電子申告の場合のみ)



課税標準額と売上高 の整合(兼業を含 む)や納税額と納税 証明書の整合を確認。

・法人税確定申告書(別表第1表、第4表、第5(1))の写し及び受付メール詳細の写 し



③ 契約内容確認書類 (実態調査対象事業者)

【提出時の留意点】

- ・原則として契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)か注文書の写しを添付すること。 ※約款部分の写し等は<u>原則不要</u>だが、契約内容に疑義がある場合等は別途提出を求める場合がある。
- 変更契約がある場合は変更契約書の写しも同様に添付すること。
- ・請求書は本来ここでの契約書類に当たらない。施工証明書の写しを添付するか、入金額が確認できる書類の写し(例:通帳の入金額がわかる部分等を併せて添付すること。)
- ・完成工事内訳書記載額と契約書類の額に差がある場合は通帳の写し・工事台帳等で 完成工事高との一致を確認する。
- ・進行基準を採用する工事は計上金額の根拠資料(・工事原価/実行予算額の算定資料、出来高による入金合計額がわかる資料等も添付すること。なお、進行基準を採用する場合は以下に注意すること。

Q52 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか?

A52 工事進行基準を適用している場合は、未完成工事であっても決算期末時点の工事進 捗割合分を完成工事高に計上することになりますが、この場合は、客観的かつ合理的な基準 で行わなければなりません。

なお、工事進行基準の適用にあたっては、本来は各々の工事について精密な実行予算を策 定することが前提となっています。

見積総工事原価に対する実際工事原価の割合を請負代金額に乗じて算出する(=発生原価 比例法)などの方法によることが求められます。

工事進行基準で計上している工事については、原則として計算基礎等を確認しますので 計算基礎となる資料を提示できるよう準備をしてください。

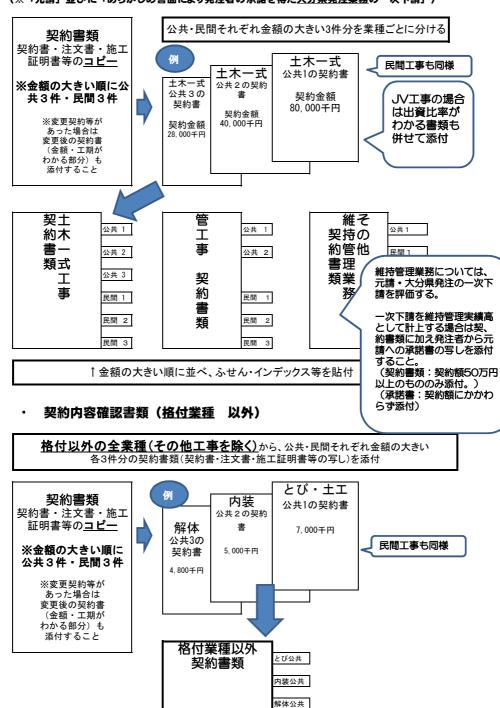
例えば、「工事代金の入金額 (前払金額) を基準に完成工事高に計上する」など実際の進 捗状況に即していない完成工事高計上は認められません。

Q53 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の 「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか?

A53 決算期をまたぐ工事の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月ではなく、実際の契約工期末を記載してください。

実態調査対象事業者 完工高確認書類

- ・ 格付業種 土・建・電・管・舗
- ・ その他工事のうち自治体からの維持管理委託※を実績として計上する場合 (※「元請」並びに「あらかじめ書面により発注者の承諾を得た大分県発注業務の一次下請」)



↑金額の大きい順に並べ、ふせん・インデックス等を貼付

とび民間 2 大工民間

イ 契約関係等確認書類詳細・編綴方法について(簡素化対象事業者)

①技術職員等常勤性確認書類 (写し)

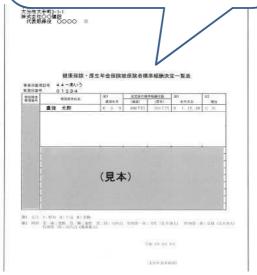
合の(3) 合の(2) 技個出 技個賃 (術者等 | |人事業 |**動簿** なへ① (術者等 ||人事業 る直標 個近準 人事業を を者 マネ を者**帳** 含や 含や む七 者・決 む七 申十 法定 申十 請五 人や対象 請五 の歳 の歳 場以 場以 上 上 <u>*چ</u>

原本でなく、写しを提出すること

※標準報酬決定通知書とは、例年9月頃に日本年 金機構より郵送で送付される通知で、社会保険の 加入対象者毎に社会保険料の算定基礎となる「報 酬月額の決定」を通知するもの

「算定基礎通知」とも言われ、社労士や団体に手続きを依頼している場合は、依頼先に送付されることもあるため、事前に確認のうえ写しを添付すること。

なお、「標準<u>賞与額</u>決定通知書」と間違わない よう注意すること。



② 決算関係書類

(1)消費税確定申告書(第1表)の写し及び受付メール詳細写し(電子申告の場合のみ)



課税標準額と売 上高の整合 (兼 業を含む) や納 税額と納税証明 書の整合を確認。

③ 契約内容確認書類 (簡素化対象事業者)

【提出時の留意点】

- ・原則として契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)か注文書の写しを添付すること。 ※約款部分の写し等は<u>原則不要</u>だが、契約内容に疑義がある場合等は別途提出を求める場合がある。
- 変更契約がある場合は変更契約書の写しも同様に添付すること。
- ・請求書は本来ここでの契約書類に当たらない。施工証明書の写しを添付するか、入金額が確認できる書類の写し(例:通帳の入金額がわかる部分等を併せて添付すること。)
- ・完成工事内訳書記載額と契約書類の額に差がある場合は通帳の写し・工事台帳等で 完成工事高との一致を確認する。
- ・進行基準を採用する工事は計上金額の根拠資料(・工事原価/実行予算額の算定資料、出来高による入金合計額がわかる資料等も添付すること。なお、進行基準を採用する場合は以下に注意すること。

Q52 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか?

A52 工事進行基準を適用している場合は、未完成工事であっても決算期末時点の工事進 捗割合分を完成工事高に計上することになりますが、この場合は、客観的かつ合理的な基準 で行わなければなりません。

なお、工事進行基準の適用にあたっては、本来は各々の工事について精密な実行予算を策 定することが前提となっています。

見積総工事原価に対する実際工事原価の割合を請負代金額に乗じて算出する(=発生原価 比例法)などの方法によることが求められます。

工事進行基準で計上している工事については、原則として計算基礎等を確認しますので 計算基礎となる資料を提示できるよう準備をしてください。

例えば、「工事代金の入金額(前払金額)を基準に完成工事高に計上する」など実際の進 捗状況に即していない完成工事高計上は認められません。

Q53 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の 「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか?

A53 決算期をまたぐ工事の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月ではなく、実際の契約工期末を記載してください。

· 契約内容確認書類(簡素化対象事業者)

全業種(その他工事を除く)から、公共・民間それぞれ金額の大きい 各3件分の契約書類(契約書・注文書・施工証明書等の写し)を添付

その他工事のうち維持管理業務※を実績として計上する場合は維持管理業務に係る元請・一次下請それぞれ金額の大きい各3件分(契約金額50万円以上のものに限る)の契約書類並びに一次下請の場合は発注者から元請への承諾書(契約額に関わらず添付)の写しも添付

